社会福祉法人館山老人ホーム評議員の報酬等に関する規程

（目的）

1. この規程は、社会福祉法人館山老人ホーム定款第８条の規定に基づき、評議員の報酬等の総額が500,000円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準及びにその支給方法を定めることを目的とする。

（評議員の報酬）

1. 評議員の報酬は、評議員会出席１回につき一人あたり11,000円とし、翌月支給する。

２　評議員会を書面会議として開催した場合、議決権の行使をもって前項の評議員会出席とみなすものとする。

３　報酬の支給は、請求手続きを要しないものとする。

　（出張旅費）

第３条　評議員が出張を命じられた場合は、社会福祉法人館山老人ホーム旅費規程を準用し、役員を評議員と読み替えるものとする。

（改正）

第４条　この規程の改正は、評議員会の決議による。

附　　則

この規程は、平成２９年６月２０日から施行する

附　　則

　（施行期日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する